

新潟市立山の下中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。（文部科学省）

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめ防止のための措置

- ① 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさない生徒の育成に組織的に取り組む。
- ② 多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通して、すべての生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自立性と社会性を育み、一人一人の成長を促す。
- ③ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係調整能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

- ⑤ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・いじめゼロ集会・いじめ根絶標語の作成等を実施する。
- ⑥ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ⑦ 生徒及び保護者がインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) 早期発見のための措置

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア いじめアンケート調査

年間12回毎月末実施

6, 10, 3月は、新潟市統一「仲間とのかかわりアンケート」をいじめアンケートとする。

イ 教育相談での学級担任による生徒からの聞き取り調査

定例 年4回(4月・6月・11月・2月) 随時(通年)

② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめにかかわる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

ア スクールカウンセラーの活用

イ いじめ相談窓口の設置(教育相談担当)

(3) いじめ防止等に関する組織

① 校内いじめ対応ミーティング

ア 構成員 校長, 教頭, 生徒指導主事, 関係生徒の学級担任・学年主任

イ 実施時期 いじめが疑われる事案を認めた場合, その日のうちに開催

② いじめ対策委員会

ア 構成員 校長, 教頭, 生徒指導主事, 教育相談担当, 適応指導担当, 養護教諭, 学年主任, スクールカウンセラー

イ 実施時期 月1回定例会, 必要に応じて臨時に開催

③ 中学校区いじめ防止連絡協議会

ア 構成員 小中学校教員(校長, 教頭, 中学校生徒指導主事, 小学校生活指導主任, 中学校区小中連携事業豊かな心部員), 小中学校PTA役員, 民生委員児童委員

イ 実施時期 5月, 7月, 11月, 必要に応じて臨時に開催

(4) いじめに対する措置

いじめを疑われる事案に関しては、その日のうちに校内いじめ対応ミーティングを行い、情報共有、共通理解を図った上で、以下の措置を組織的に進める。

- ① いじめにかかわる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒等が安心して教育が受けられるための必要があると認めるときは、保護者と連携を図りながら、対象生徒が一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案にかかわる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び東警察署等と連携して対処する。
- ⑥ 重大事態（生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある）の場合は、次の対処を行う。
 - ア 重大事態が発生した旨を、新潟市教育委員会に速やかに報告する。
 - イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価にいじめに関する項目を加え、適正に自校の取組を評価する。